

相模原市農業委員会第20回会議議事録

開会日時 令和5年10月31日 午後1時38分

閉会日時 令和5年10月31日 午後2時20分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (印)

	青木 齊		志村 佳男		八木 拓美
	齋藤 憲一		阿部 健		菱山 喜章
	加藤 正博		高橋 三行		藤村 達人
	渋谷 久夫		齋藤 孝之		天野 明
	斉藤 嘉之		山口 幸男		加藤 通一
	大塚 優子		大谷 健一		
	小林 康史		西東 邦雄		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高

議事録署名人 議長

議席 4番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 3 9 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
3	議案第 4 0 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
4	議案第 4 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
5	議案第 4 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
6	議案第 4 3 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 4 4 号	農用地利用集積計画の決定について
8	報告第 3 7 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
9	報告第 3 8 号	農地所有適格法人の報告について
1 0	報告第 3 9 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 1	報告第 4 0 号	農地造成工事の完了報告について
1 2	報告第 4 1 号	非農地証明書の発行について
1 3	報告第 4 2 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 4	報告第 4 3 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第20回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番渋谷久夫委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴は希望者がおりませんので、会議を進めていきます。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告をいたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和5年10月2日から令和5年10月30日までの主な会務につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

10月18日、神奈川県農業委員会活動推進大会第2回大会運営委員会が開催されまして、阿部会長と私、前田が出席しております。内容につきましては、大会の運営並びに提出議案についてでございます。

同日、同所におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告5件となっております。

続きまして、市関係でございます。

10月2日、農業委員会第19回総会を行いまして、農業委員19名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

10月11日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員8名に出席いただきました。

また、10月12日、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告会を行いまして、委員8名が出席しております。内容につきましては、9月の活動報告についてほかでございます。

10月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

10月27日、第225回相模原市都市計画審議会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、相模原市都市計画生産緑地地区の変更についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

後で詳しく報告します。今日、鳥獣対策協議会の会議がありましたということだけ、中身はまた。

議長（阿部会長）

多分、組織の関係だろうと思いますので、全員協議会の際に、また御発言をお願いします。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程2 議案第39号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-4は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号4-4は、申請人が所有する南区若松1丁目の農地、1筆、821㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業者からの要望により、駐車場に転用するためです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のブロックフェンスを活用し、新設の波板土留め高さ30cm及び単管パイプ高さ1.1mを設置します。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模ひまわり幼稚園の東約310mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-4については、地区担当委員の高橋三行委員、お願いいたします。

10番（高橋委員）

10月27日に現地を調査してまいりました。この場所は、以前に職員と一緒に確認したこともあります。農地ではなくて駐車場にされていたような感じがありまして、これは違法転用だと言ったんですけれども、そうしたら、駐車場にするという申請が出てまいりました。住宅地に近いところですから、そういう要望があれば仕方がないのかなと思いました。御審議よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第39号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程2 議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-16及び5-1026から5-1027は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-16は、譲受人の宗教法人西善寺が、譲渡人が所有する南区双葉の農地、1筆、2,147㎡の所有権移転を受け、墓地及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人である宗教法人西善寺が、檀家数の増加に伴い、墓地不足となり、新たに墓地及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の塀高さ1.1mを活用し、塀がない箇所については、新設のコンクリートブロック90cmで土留めをします。雨水につきましては、墓地部分についてはコンクリート敷きとしますが、墓地際に10cm程度の空地を設け、外側緑地とともに敷地内浸透とします。駐車場についても、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立麻溝台中学校の南約110mです。

続きまして、收受番号5-1026は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区太井の農地、1筆、330㎡の所有権移転を受け、2区画の宅地造成を行うための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、宅地造成をして販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリート擁壁高さ1.3m及びコンクリートブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原赤十字病院の南東約510mです。

続きまして、收受番号5-1027は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区三ケ木の農地、1筆、498㎡の所有権移転を受け、自己住宅を建築するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、譲受人はリニア中央新幹線の建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート及び新設コンクリートブロック2段を設置し、雨水については、浸透ますにより処理し、汚水については公共下水道に接続します。申請地は医療法人森田病院の北東約30mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 16については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

10月29日に現地調査へ行ってまいりました。この場所は、先ほど申されたように、麻溝台中学校の南側になっております。この図面の上のほうの道路がちょっと狭いような感じも受けたんですけども、墓地ということで、特に問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5 - 1026及び5 - 1027については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番（大塚委員）

10月27日に、高城推進委員と2か所、行ってまいりました。

收受番号5 - 1026については、畑だったんですけども、御本人様の意向で不動産業者に転売し、畑をやめるということですが、住宅街の中に唯一残っていたような畑で、土留め等、きちんとして、1回でやるということなので、流出等がないようであれば問題ないと思います。

收受番号5 - 1027は、見に行ったときには木も切られていて、平らになって、きれいな畑だったらいいんじゃないかというところだったんですけど、実際聞いてみると、全然作ってなくて、木も生え放題のところだったそうです。この辺も県営住宅があり、住宅地の中の病院の裏の一画が畑として残っていたようなところなので、続きには宅地が並んでいて、これもやむを得ないかなと思いました。きちんとブロックで土留め対策もするという事なので、その辺は心配ないと思います。特に問題ありません。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

2番（齋藤委員）

收受番号5 - 16、案内図の2ページ目のところで、斜線の部分に墓地と駐車場を造りますという宗教法人の申請ですけど、左側のところが畑のマーク、手前も畑のマーク、それから、この道路の北側も畑のマークが入っていますけど、駐車場だけ造るということであれば、周りの人も問題ないと思うんですけど、墓地を造られるということですから、どの辺りに造って、どうなのかということとを事前に周りの所有者に、寺のほうからお話をしておいたほうがよろしいんじゃないかなと思います。墓地も造られるということですから、どのくらい大きい墓地を造るのかも分かりませんし、そういうことで、近隣の所有者に一言、こういうことですよということが必要ではないかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、いかがですか。

事務局（伊藤所長）

まず、墓地の設置に関しては、簡単にはできないです。「墓地、埋葬等に関する法律」

という、通称墓埋法と呼んでいるんですけども、その法律によって、墓地を造るときにも、いわゆる市街化調整区域に家を建てるとか、建物を建てるといったときに、都市計画法上の開発許可と同じような許可基準があるんです。墓地を造るときには、先ほども言われていましたように、近隣の住人の方、所有者の方に、こういう計画をやりますよということで、事前に説明会を開きます。その説明会に来られなかった方には、直接、手紙をお渡しして、こういう計画で、ここに墓地と駐車場を造りますよという説明を経なければ、墓地を造っていいという許可が下りない流れになっております。当然、墓地を設置するに当たっての許可の中には細かな基準があって、それに適した形で、今、担当課では墓地の許可を下ろせる準備にはなっているという流れです。そして、農地転用の許可が農業委員会で下りれば、同日付で墓地の建設許可も下りるという流れになっております。

以上でございます。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

2番（齋藤委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第40号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第41号、日程5議案第42号につきましては関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第41号、議案第42号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは初めに、本件の概要について説明いたします。

議案第41号、議案第42号については、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものについて、太陽光パネルの支柱部分を転用面積とした農地法第5条の転用許可と、上部に設置する太陽光パネルに係る第3条による区分地上権設定の申請を許可するものでして、一括審議をお願いします。

本申請地は、令和4年9月から農地所有適格法人である株式会社さがみこファームが20年間の利用権設定を受けている農地で、営農作目は表の上の地番については、当初、露地野菜、主にショウガを作るという計画でした。しかし、今回の太陽光発電、いわゆる営農型の農地での作目については、今後はワイン用のブドウを栽培していく計画になります。また、表の下の地番については、当初と同じで、養液栽培によるブルーベリー栽培を計画していきます。設置に伴う作物等への影響については、太陽光パネルの高さは2.3mから2.5mとなっており、農作業を効率的に行う空間を確保していること、ブドウ及びブルーベリーの成育に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断しました。

それでは、まず、議案第41号について説明します。5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1028は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-1028は、借受人のたまエンパワー株式会社が、貸出人が所有し、耕作者として株式会社さがみこファームが利用権を設定している緑区青野原の農地、2筆、1,691㎡のうち1.43㎡に賃借権を設定して、営農型発電設備を設置している支柱部分について、一時転用を許可するものです。期間は、令和5年11月4日から令和8年

11月3日までの3年間です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は農用区域内農地です。営農型発電設備の設置により転用する面積は、国からの通知により、支柱部分や周辺機器の設置部分を転用面積として取り扱うこととされており、本申請での支柱1本当当たりの面積は0.0314㎡で、一時転用面積は合計で1,691㎡のうち1.43㎡となります。隣接地への被害防除については、農地全体に浸透性防草シートを敷き、雨水及び土砂の流出を防ぐ計画となっております。申請地は相模原市立青和学園の東約1,770㎡です。

続きまして、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1012から3-1013は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号3-1012及び3-1013は、権利設定者のたまエンパワー株式会社が、緑区青野原の農地、2筆、合計463.46㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽光パネルを設置することに伴い、区分地上権を設定するものです。現地の状況、案内図、申請理由については、議案第41号と同じですので割愛させていただきます。

なお、審議の結果、許可することを決定した場合、一時転用許可申請と区分地上権設定申請の許可は同日付で許可をします。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1028及び3-1012、3-1013について、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

10月28日に加藤推進委員と一緒に現地調査へ行ってきました。この場所は初めてですけど、地図で見ると申請地の右側が前回出た場所ですよ。今回、改めて申請地が、今、写真にもありましたように、上に太陽光がない状態でブルーベリーを作っていましたけど、その上に太陽光を乗せるみたいで、それと、別のところではブルーベリーではなくて新しくワイン用のブドウをやるということなので、ブルーベリーはある程度うまくいっているみたいですけど、ワイン用のブドウという植物の性質上、どんなものかという疑問がちょっとありました。でも、3年たって駄目だったら、またブルーベリーに戻すような話があり、あとは事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

この土地で、この制度にのっとって畑をやって収穫するのは、さがみこファームさんですか。

事務局（伊藤所長）

農業をやるのは、さがみこファームです。

17番（藤村委員）

発電もやり、畑もやるという制度ではなくて、畑はこれだけやって、発電は別の人がやる、そういう制度ですか。

事務局（伊藤所長）

発電をすることに関しての一時転用の許可と区分地上権の設定の許可です。発電をやるのは、あくまでもそこにある、たまエンパワーです。さがみこファームは、その底地を利用権で借り受けている側ですので、要は耕作する権利を持っているものですから、さがみこファームは土地所有者側に入ります。これはあくまでも営農するという許可ではなくて、一時転用するという議案で、太陽光パネルを空中に設置するのは電気設備会社たまエンパワーになりますから、その者と耕作者と所有者との間での許可になるんです。

17番（藤村委員）

今回の地上権を設定するという話は今理解できたけれどもこれだけやって何割とれますよ、頑張りますというのは、さがみこファームがやっていると。

事務局（伊藤所長）

耕作は、さがみこファームがやります。それで、電気を発電するのは、たまエンパワー、パネルの部分の面積を区分地上権として、3条で区分地上権を設定する。それと、5条については、それを支える支柱の面積について一時転用ということで、柱の部分だけを転用するものの許可になります。

17番（藤村委員）

それでは、軌道に乗った頃合いを見計らって、農業をきちんとやっていないのはいかとデッドマークを出したりするのは、さがみこファームが対象になると、そういうことですね。

事務局（伊藤所長）

はい、そのとおりです。

12番（山口委員）

ちょっと疑問に思ったんですけど、たまエンパワーとさがみこファーム、代表取締役が同一人物ですよ。さがみこファームが発電したのでは何か不都合があるんですか。

事務局（伊藤所長）

さがみこファームは、農地所有適格法人、耕作するための法人です。たまエンパワーというのは、発電をする別会社です。例えば、たまエンパワーが解除条件付で借り受けるということも可能にはなりますが、それは会社側の考えで行うことだと思います。もともと、たまエンパワーという太陽光発電をする会社が先にでき、社長の考えで、営農型発電を勉強していく中で理解してきたところで、では、太陽光パネルの下で農業をできないものか、国ではやっていいと認めており、その情報を入手した上で、営農型をやるうということ、それに伴って、では、農業だけの法人を社長が別法人として立ち上げた、そういう経過になっております。

議長（阿部会長）

山口委員、よろしいですか。

12番（山口委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行っていただきました。採決に対しても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは採決させていただきます。

議案第41号、議案第42号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第41号、日程5議案第42号については、原案のとおり決定しました。

日程6 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第43号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-1037から5-1041は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから13ページを御覧ください。

整理番号5-1037は、経営規模維持のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は5ページを御覧ください。契約期間は3年2か月、件数は1件で、1筆、面積は704㎡です。

続きまして、整理番号5-1038は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は7ページを御覧ください。契約期間は3年2か月、件数は1件で、2筆、面積は1,306㎡です。

続きまして、整理番号5-1039は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は8ページを御覧ください。契約期間は3年2か月、件数は1件で、6筆、面積は4,913㎡です。

続きまして、整理番号5-1040は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は9ページを御覧ください。契約期間は9年2か月、件数は1件で、3筆、面積は3,189㎡です。

続きまして、整理番号5-1041は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は10ページを御覧ください。契約期間は3年2か月、件数は1件で、2筆、面積は847㎡です。

補足としまして、整理番号5-1040については、9年2か月と長い契約期間になっておりますが、この耕作者はワイン用のブドウを成育している会社でございまして、その関係で当初の契約期間としては9年2か月となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第44号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第44号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号5-39から5-42は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。

整理番号5-39から5-42については、農地中間管理機構神奈川県農業会議が借り入れをし、農業者に貸し出すために利用権を設定するものです。

なお、整理番号5-40の農地は新規の農地です。案内図は11ページです。

これ以外については、他の耕作者が合意解約をして、その後の耕作者が借り受けるという形になっております。件数は4件で、6筆、面積は合計で6,767㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第44号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第 37 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 9 報告第 38 号 農地所有適格法人の報告について

日程 10 報告第 39 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について

日程 11 報告第 40 号 農地造成工事の完了報告について

日程 12 報告第 41 号 非農地証明書の発行について

日程 13 報告第 42 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 14 報告第 43 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（伊藤所長）

特にございません。

議長（阿部会長）

事務局からは、補足説明はございません。

皆様から、御発言はございますか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程 8 報告第 37 号から日程 14 報告第 43 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 21 回総会は、令和 5 年 11 月 30 日、木曜日、午後 1 時 30 分から開催す

る予定です。開催場所は産業会館3階大研修室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第20回総会を終了いたします。